



発行 新潟県

第95号

平成25年12月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1366 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧（廃棄物対策課）
- 1367 産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧（廃棄物対策課）
- 1368 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 1369 道路の区域変更（道路管理課）
- 1370 道路の供用開始（道路管理課）
- 1371 道路の区域変更（道路管理課）
- 1372 道路の供用開始（道路管理課）
- 1373 道路の区域変更（道路管理課）

## 公 告

- 一般競争入札の実施（人事課）
- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 歯科技工士国家試験の実施（医務薬事課）
- 特定施設の届出に対する知事の意見（商業振興課）
- 特定施設の届出に対する知事の意見（商業振興課）
- 特定施設の届出に対する知事の意見（商業振興課）

## 企業局訓令

- 2 新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正（企業局総務課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第1366号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第2項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号  
株式会社ダイセル  
代表取締役社長 札幌 操
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
新潟県妙高市工団町282番地1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第5号に規定する廃油の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
廃油
- 5 申請年月日  
平成25年10月16日
- 6 縦覧場所

新潟県上越地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課

7 縦覧期間

告示の日から1月間

8 その他

この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。

意見書の提出先 郵便番号943-0807

上越市春日山町三丁目8番34号

上越地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課

---

◎新潟県告示第1367号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

新潟県柏崎市北斗町4番73号

大和運送建設株式会社

代表取締役 元井 秀哲

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

新潟県柏崎市荒浜一丁目長山地内

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ロに規定する安定型産業廃棄物最終処分場及び同号ハに規定する管理型産業廃棄物最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

・安定型産業廃棄物最終処分場

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)

・管理型産業廃棄物最終処分場

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を含む。)、燃え殻、汚泥(無機性汚泥に限る。)、ゴムくず、金属くず、鉱さい、ばいじん

5 申請年月日

平成25年11月5日

6 縦覧場所

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

7 縦覧期間

告示の日から1月間

8 その他

この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。

意見書の提出先 郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

産業廃棄物係

---

◎新潟県告示第1368号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	新潟県生第411号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	かへの力
保証成分量	窒素全量 2.4パーセント りん酸全量 4.5パーセント 加里全量 1.0パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	株式会社かまた 新潟県上越市板倉区長嶺598番地1
有効期間	平成25年12月16日から平成28年12月15日

### ◎新潟県告示第1369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市金屋字大屋敷 4385番から	新	7.6～8.0メートル	70.2メートル
同市金屋字大屋敷4322番1まで	旧	7.3～8.0メートル	70.2メートル

### ◎新潟県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟新発田村上線
- 2 供用開始の区間  
村上市金屋字大屋敷4385番から同市金屋字大屋敷4322番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月3日

### ◎新潟県告示第1371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大栗田越後下関停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
岩船郡関川村大字蛇喰 1016 番から	新	9.7～15.2メートル	45.4メートル
同郡同村大字蛇喰1020番 1 まで	旧	9.7～15.2メートル	45.4メートル

## ◎新潟県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 大栗田越後下関停車場線
- 2 供用開始の区間  
岩船郡関川村大字蛇喰1016番から同郡同村大字蛇喰1020番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月3日

## ◎新潟県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟安田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市分田字内原村 1112 番 1 から	新	(A)6.8～32.1メートル	2,031.5メートル
		(B)8.0～28.4メートル	1,737.4メートル
同市分田字外山王1494番 1 まで	旧	6.7～14.8メートル	1,995.6メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
一部区間県道新関水原停車場線と重用

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する健康管理システム用パーソナルコンピュータ等の借入れについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称  
健康管理システム用パーソナルコンピュータ等賃貸借
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限  
平成26年1月31日(金)
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ先
- (1) 交付期間  
平成25年12月3日(火)から平成25年12月11日(水)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項第1号の日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 交付場所  
新潟県総務管理部人事課健康管理室  
(新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階)
  - (3) 問い合わせ先  
郵便番号 950-0965  
新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階  
新潟県総務管理部人事課健康管理室  
電話番号 025-280-5029
- 3 本件入札に係る参加資格の確認
- 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。
- この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び5に定める資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書の提出  
ア 提出期限 平成25年12月16日(月)午後5時15分まで  
イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階  
新潟県総務管理部人事課健康管理室  
ウ 提出方法 持参又は郵送による。  
エ 提出書類 入札説明書による。
  - (2) 参加資格の確認結果の通知  
本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成25年12月19日(木)までに競争入札参加資格確認申請書を提出した者にファクシミリ又は電子メールにより書面で通知する。
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成25年12月25日(水)午前10時
  - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室
- 5 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。
  - (3) 4(1)に定める入札執行日前1年以内に新潟県とパーソナルコンピュータ等の賃貸借契約を締結した者にあつては、当該契約の全部又は一部不履行をした者でないこと。
  - (4) 本調達物品の機器設置及び設定作業に当たり、確実に期限内に納入ができるよう技術的な分野について十分な実績経験を有する責任者(主任技術者という。)を配置した機器設置・設定作業体制を整備していることを証明した者であること。
  - (5) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
  - (7) 3に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
  - (8) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(未納がないことを証明し

たものに限る。)を提出した者であること。

- (9) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 6 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 7 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の5を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 8 契約保証金

契約金額(1か月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税を含む。))に係るものをいう。)に60を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 入札手続等

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を密封の上、2(3)に定める問い合わせ先をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び4(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって4(1)に定める入札執行日前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

### (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積った契約希望金額に60を乗じて得た金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 10 その他

### (1) 競争入札参加資格確認申請書の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書は、返還しない。

### (2) その他

ア 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が委託する新潟県LANシステム情報セキュリティ外部監査業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託案件の名称  
新潟県LANシステム情報セキュリティ外部監査業務
- (2) 委託案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期限  
平成26年3月28日（金）
- (4) 履行場所  
入札説明書による。

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 平成25年12月3日（火）から平成25年12月10日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- (3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年12月25日（水） 午前11時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (3) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (4) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との業務委託契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成25年12月3日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成25年12月17日（火） 午前9時から午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
- ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

## (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通

知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成25年12月20日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の業務委託案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

### (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム情報セキュリティ外部監査業務の委託料をいう。)に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の5に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム情報セキュリティ外部監査業務の委託料に係るものをいう。)の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

### (2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。



- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。  
 ウ その他詳細は、入札説明書による。  
 エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び業務委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

### 歯科技工士国家試験の実施について（公告）

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成26年歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 試験の日時、場所、方法及び科目

方法	日時	場所	科目
学説 試験	平成26年 2月20日 (木) 午前9時	明倫短期大学	歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、 有床義歯技工学、歯冠修復技工学、 矯正歯科技工学、小児歯科技工学、 関係法規
実地 試験	平成26年 2月21日 (金) 午前9時	新潟市西区真砂 3丁目16番10号	歯科技工実技

#### 2 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

#### 3 受験手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 受験願書（様式第1号）
- (2) 卒業（卒業見込み）証明書、その他受験資格のあることを証明する書類
- (3) 写真

出願前6か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル台紙（様式第2号）付きのもの

- (4) 戸籍抄本（出願前6か月以内に発行されたもの）
- (5) 受験手数料

受験手数料として36,000円（新潟県収入証紙を願書に貼り、収入証紙は消印しないこと。）を納付すること。

#### (6) 受験願書受付期間

直接持参の場合は、平成26年1月8日（水）から1月10日（金）までの午前9時から午後4時30分までとし、郵送の場合は平成26年1月8日（水）から1月10日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

#### 4 その他

##### (1) 合格発表

合格者については、平成26年3月13日（木）午前10時に、新潟県庁1階広報展示室前掲示板及び県のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/>）において発表するとともに、合格者に対して通知する。

##### (2) 合格証書の交付

試験の合格者には、合格証書を交付するが、卒業見込み証明書を提出して受験した者に対しては、卒業証明書の提出があった後でなければ交付しない。

##### (3) その他

この試験の提出書類の様式請求、願書の提出及び問い合わせは、郵便番号950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県福祉保健部医務薬事課医療指導係 電話(025)285-5511 内線2546にすること。

**特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）**

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名称 スーパーセンターウオロク新津店  
所在地 新潟市秋葉区新津5163-3外89筆  
設置者 株式会社ウオロクほか4者

## 2 意見の概要

県の意見を有しない。

## 3 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、新潟市経済・国際部商業振興課、長岡市商工部商業振興課、三条市経済部商工課、新発田市産業企画課、加茂市商工観光課、燕市商工観光部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村産業振興課及び田上町産業振興課でも閲覧可能）

## 4 縦覧期間

平成25年12月3日から平成26年1月3日まで

**特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）**

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名称 アークガレリア長岡  
所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番外61筆  
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか9者

## 2 意見の概要

県の意見を有しない。

## 3 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、長岡市商工部商業振興課、新潟市経済・国際部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業労政課、小千谷市商工観光課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市産業振興課、燕市商工観光部商工振興課、魚沼市商工観光課、弥彦村産業振興課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能）

## 4 縦覧期間

平成25年12月3日から平成26年1月3日まで

**特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）**

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名称 シネマする街千秋通り  
所在地 長岡市千秋二丁目1087番地1外  
設置者 ユニー株式会社ほか1者

## 2 意見の概要

県の意見を有しない。

## 3 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課、新潟市経済・国際部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業労政課、小千谷市商工観光課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市産業振興課、燕市商工観光部商工振興課、魚沼市商工観光課、弥彦村産業振興課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)

## 4 縦覧期間

平成25年12月3日から平成26年1月3日まで

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月3日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第70号様式</b>（第147条関係）                      予定価格書                      （略）  <u>注 1 この様式は、工事の場合に使用すること。</u>  <u>2 この様式により難い場合は、適宜調製すること。</u></p>	<p><b>第70号様式</b>（第147条関係）                      予定価格書                      （略）                      注 <u>この様式は、工事の場合に使用すること。</u></p>
<p><b>第77号様式</b>（第172条関係）                      工事請負契約書                      1～4 （略）                      5 請負代金の額                      うち取引に係る消費税及び地方消費税の額                      円                      6～10 （略）                      （略）</p>	<p><b>第77号様式</b>（第172条関係）                      工事請負契約書                      1～4 （略）                      5 請負代金の額                      うち取引に係る消費税及び地方消費税の額                      円  <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。</u></p>
<p><b>第78号様式</b>（第172条関係）                      工事変更契約書                      （略）                      1 請負代金の額を 円 増額する。                      減額する。                      増減しない。                      うち取引に係る消費税及び地方消費税の額                      円                      2～4 （略）                      （略）</p>	<p><b>第78号様式</b>（第172条関係）                      工事変更契約書                      （略）                      1 請負代金の額を 円 増額する。                      減額する。                      増減しない。                      うち取引に係る消費税及び地方消費税の額                      円  <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。</u></p>
<p><b>第79号様式</b>（第173条関係）                      工事請負請書</p>	<p><b>第79号様式</b>（第173条関係）                      工事請負請書</p>

1～3 (略)	1～3 (略)
4 請負代金の額¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥	4 請負代金の額¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」</u> <u>は、消費税法第28条第1項及び第29条並び</u> <u>に地方税法第72条の77第2号及び第72条の</u> <u>83の規定により算出したもので、請負代金</u> <u>の額に105分の5を乗じて得た額である。</u>
5 (略) (略)	5 (略) (略)